

審査基準及び標準処理期間

所属名	地域福祉推進課 恩給・援護係
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定
②	法令名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
③	法令番号	昭和 41 年法律第 109 号
④	根拠条項	第 3 条第 2 項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第 3 条 平成三十三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成三十三年四月一日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、平成三十三年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣が行う。</p>
⑦	審査基準	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（令和 3 年 4 月 1 日施行分）の施行について（令和 3 年 3 月 31 日社援発 0331 第 8 号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) 44 日
	経由期間	4 日
	協議機関	
	当該処分機関	40 日
⑫	問合せ	地域福祉推進課恩給・援護係 (075-414-4616)
⑬	備考	

